

## 令和7年度長与町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町での耕地面積に占める水田の割合は、14.7%（耕地面積約430ha、うち水田面積約63ha、R6年）と長崎県の44.5%（R6年）と比べて低く、また水稻の作付面積においても、長崎県の平均449ha（R6年）に対し、32ha（R6年）とともに低い状況にある。

水稻作付農家は、94名と水田所有者254名の半数以下であり、1戸当たりの作付面積は少なく、ほとんどの農家が自家消費程度で、販売向けに作っている農家はわずかである。町内は中山間地を含む条件不利地が多く、農業者の高齢化も進み、不作付地となっている水田の増加が地域の課題である。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田を利用した作付の中で、水稻以外で多い作物は、野菜、花き・花木等の高収益作物である。特に野菜は、町内に3箇所ある農産物直売所に出荷している農家も多く、いずれも直売所を利用する高齢者層に人気が高い。この直売所の発展と同じくして、野菜類をはじめとした水田利用作物の消費量も増加傾向にある。米の消費量の減少に伴う需要減の中で、生産者所得の向上を図るため、高収益作物を地域振興作物として転換を促進する。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

今後不作付地の解消・防止を図るためにも、新規就農者の確保・育成、認定農業者等の担い手に対する農地の集積を進め、水田の有効活用につなげていく必要がある。そのための点検方針としては、営農計画書や現地確認に基づき、利用状況の点検を行う。また、点検結果を踏まえて、今後水稻を作付される見込みがない水田については畠地化支援を推進する

### 4 作物ごとの取組方針等

#### （1）主食用米

米の消費量の減少に伴い、今後、作付面積の減少が予想されることから、主食用米に代わる作付品目として地域振興作物への転作を進めつつ、需要に応じた主食用米の作付を図っていく。

#### （2）高収益作物（野菜）

##### ア 野菜

産地交付金を活用して、直売所向け野菜導入の推進を拡大させる。特に、産地戦略として、認定農業者が交付対象水田で、地域振興作物（野菜）の中でも特に直売所においてニーズが高い「きゅうり」「トマト（ミニトマト）」「なす」「オクラ」「アスパラガス」「しょうが」「たまねぎ」「ねぎ」「サトイモ」「かぼちゃ」「はくさい」、「ばれいしょ」を作付・販売した場合、作付面積に応じて、定額助成することで、産地化の推進及び担い手の高収益化を図る。

※担い手の作付支援対象品目（きゅうり、トマト（ミニトマト）、なす、オクラ、アスパ

ラガス、しょうが、たまねぎ、ねぎ、サトイモ、かぼちゃ、はくさい、ばれいしょ)

イ 花き・花木

産地交付金を活用して、直売所向け花き・花木を拡大させる。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

## ～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	33.5		33.5		35.0
備蓄米					
飼料用米					
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稻					
加工用米					
麦					
大豆					
飼料作物					
・子実用とうもろこし					
そば					
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	2.3		1.9		3.2
・野菜	2.2		1.9		3.1
・花き・花木	0.0		0.0		0.1
・果樹	0		0		0
・その他の高収益作物					
その他	0		0		0
・雑穀	0		0		0
畠地化					

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(R6年度)	(R8年度)
1	野菜(キュウリ外12品目)	地域振興作物作付(野菜)(担い手)助成(基幹)	作付面積拡大	0.4ha	1.5ha
2	野菜・花き、花木(基幹作物のみ)	地域振興作物作付(野菜、花き、花木)助成(基幹)	作付面積拡大	11.9ha	12.6ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長崎県

協議会名:長与町地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物作付(野菜)(担い手)助成(基幹)	1	21,000	○地域振興作物(野菜) きゅうり、トマト、ミニトマト、なす、オクラ、アスパラガス、たまねぎ、ねぎ、サトイモ、かぼちゃ、はくさい、ばれいしょ、しょうが	地域協議会の水田台帳に記載された農業者のうち認定農業者
2	地域振興作物作付(野菜、花き、花木) 助成(基幹)	1	13,000	野菜、花き、花木等	地域協議会の水田台帳に記載された農業者

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- ・追加配分があった場合に、個票1について、配分額を超えない範囲を上限として1,000円ずつ増額する。
- ・追加配分の際に所要額が配分枠を超えた場合は、配分枠内で調整を行う。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ・次の式により単価を調整する。  
調整後単価＝調整前単価 × 当初所要額 ÷ 実績所要額  
ただし、10円単位以下は切り捨て、100円単位までの単価とする。また、面積はa未満は切り捨てとする。  
なお、県内での再配分が行われた場合は、再配分後の交付金枠により算定を行う。

#### 6. 高収益作物について

特になし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	長与町地域農業再生協議会			整理番号	1																	
使途名	地域振興作物作付（野菜）（担い手）助成（基幹）																					
対象作物	○地域振興作物（野菜） きゅうり、トマト、ミニトマト、なす、オクラ、アスパラガス、たまねぎ、ねぎ、サトイモ、 かぼちゃ、はくさい、ばれいしょ、しょうが																					
単 価	21,000円/10a (23,000円/10a)																					
課 題	水田を利用した作付の中で、水稻以外で多い作物は、野菜、花き・花木の高収益作物である。特に野菜は、町内に3箇所ある農産物直売所に出荷している農家も多く、直売所を利用する高齢者層にいずれも人気が高い。この直売所の発展と同じくして、野菜をはじめとした水田利用作物の消費量も増加傾向にある。米の消費量の減少に伴う需要減の中で、担い手である認定農業者の所得向上のために、高収益作物を地域振興作物として転換や面積拡大を促進することで、収益向上を図っていく必要がある。また、町の中心的な担い手である認定農業者が、直売所等での需要が高い野菜を作付け販売することが特に必要である。																					
目 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">作付面積拡大</th> <th>目標</th> <td>1.4ha</td> <td>1.4ha</td> <td>1.5ha</td> <td>1.5ha</td> </tr> <tr> <th>実績</th> <td>0.9ha</td> <td>0.4ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> </table>							令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	作付面積拡大	目標	1.4ha	1.4ha	1.5ha	1.5ha	実績	0.9ha	0.4ha		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																	
作付面積拡大	目標	1.4ha	1.4ha	1.5ha	1.5ha																	
	実績	0.9ha	0.4ha																			
内 容	本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組支援として、地域協議会の水田台帳に記載された農業者のうち認定農業者が、経営所得安定対策等実施要綱の交付金の対象となる水田で、整理番号2の地域振興作物（野菜）の中でも、特に直売所においてニーズの高い上記の対象作物の作付を対象として、作付面積に応じて、定額助成する。																					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 地域協議会の水田台帳に記載された農業者のうち認定農業者</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱の交付金の対象となる長与町内の水田とする。</li> <li>○その他要件 販売伝票の保管（5年間）を要件とする。</li> </ul>																					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳に登載されていることを確認する。</li> <li>・認定農業者リストに搭載されてことを確認する。</li> </ul> </li> <li>○助成対象水田               <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に準じる。</li> </ul> </li> <li>○作付確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>水田台帳及び現地確認による。（経営所得安定対策等実施要綱に準じて確認）</li> </ul> </li> <li>○販売確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画書、又は交付申請書、及び水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書、その他確認書類として販売伝票の写し等の出荷・販売を行ったことのわかる書類により確認を行う。</li> </ul> </li> </ul>																					
成果等の確認方法	水田台帳での作付品目確認及び、現地確認結果を基に作付けの実績を確認する。																					
備考	支援年限は令和8年度までとする。																					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

## 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	長与町地域農業再生協議会			整理番号	2
使途名	地域振興作物作付（野菜）（担い手）助成（基幹）				
対象作物	野菜、花き、花木等				
単 価	13,000円/10a				
課 題	水田を利用した作付の中で、水稻以外で多い作物は、野菜、花き・花木である。町内に3箇所ある農産物直売所に出荷している農家も多く、直売所を利用する高齢者層にいずれも人気が高い。この直売所の発展と同じくして、野菜をはじめとした水田利用作物の消費量も増加傾向にある。米の消費量の減少に伴う需要減の中で、水田所有者の農業所得には大きな影響があり、地域振興作物に転換を促進することで、水田での営農の高収益化を図っていく必要がある。				
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度
	作付面積拡大	目標	12.5ha	12.5ha	12.6ha
		実績	12.3ha	11.9ha	-
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組支援として、地域振興作物（野菜、花き、花木）の作付けを対象として、作付面積に応じて、定額助成する。</li> <li>内容については町において直売所向け野菜、花き、花木導入の推進を行っており、また昨年と同程度の申請が見込まれることから、昨年と同様とする。</li> </ul> <p>○地域振興作物（野菜）内訳 きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ、ズッキーニ、にら、ねぎ、たまねぎ、大根、にんじん、サトイモ、しょうが、えだまめ、未成熟とうもろこし、ばれいしょ、かんしょ、アスパラガス、ブロッコリー、オクラ、さやえんどう、ミニトマト、うり、いんげん、やまいも、らっきょう、白菜、グリンピース、ほうれんそう、にがうり、しとう、そらまめ ○地域振興作物（花き、花木）内訳 ユリ、キク、その他花き・花木類、ほおずき、金魚草、種苗類、バラ、菖蒲、香料作物</p>				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 地域協議会の水田台帳に記載された農業者</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱の交付金の対象となる水田とする。</li> <li>○その他要件 販売伝票の保管（5年間）を要件とする。</li> </ul>				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳に登載されていることを確認する。</li> <li>・認定農業者リストに搭載されてことを確認する。</li> </ul> </li> <li>○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に準じる。</li> </ul> </li> <li>○作付確認 水田台帳及び現地確認による。（経営所得安定対策等実施要綱に準じて確認）</li> <li>○販売確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画書、又は交付申請書、及び水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書、その他確認書類として販売伝票の写し等の出荷・販売を行ったことのわかる書類により確認を行う。</li> </ul> </li> </ul>				
成果等の確認方法	水田台帳での作付品目確認及び、現地確認結果を基に作付けの実績を確認する。				
備考	支援年限は令和8年度までとする。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。